

## 豊田市集団回収事業報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、集団回収事業に対する報奨金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報奨金の交付目的)

第2条 この報奨金は、再生利用が可能な古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌（雑紙を含む。）及び紙パックをいう。以下同じ。）及び古布類を集団で回収する事業（以下「集団回収」という。）を行う団体に対して報奨金を交付することにより、古紙類及び古布類の集団回収を促進し、もってごみの減量及び資源化並びに快適な生活環境の向上を図ることを目的とする。

(協力団体の登録)

第3条 集団回収を行い、報奨金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ集団回収協力団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、協力団体の登録を受けなければならない。

2 登録を受けることができる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 豊田市内を活動拠点とする団体であること。

(2) 地域社会に貢献できる性格を有する団体であること。

(3) 営利を目的としない団体であること。

(4) 集団回収を継続して行うことができる団体であること。

(5) 集団回収を実施し、古紙類及び古布類を回収業者（豊田市集団回収に係る回収事業補助金交付要綱第2条第4号に規定する回収業者をいう。以下同じ。）に引き渡す際に、立会うことができる団体であること。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体を協力団体として登録するとともに、集団回収協力団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録事項の変更等)

第4条 協力団体は、登録された事項に変更があったときは、遅滞なく変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の変更内容が団体名の変更であるときは、市長は、既に交付した登録証と引換えに新たな登録証を交付するものとする。

3 協力団体は、登録証を大切に保管するとともに、これを紛失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告があったときは、協力団体から紛失の状況を聴取し、必要と認めるときは、登録証を再交付するものとする。

(協力団体の廃止)

第5条 協力団体が集団回収を行うことができなくなったときは、遅滞なく廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該協力団体の登録を取り消すものとする。

3 市長は、協力団体が1年以上集団回収を行わないときは、当該協力団体の登録を

取り消すことができるものとする。

(報奨金の額)

第6条 報奨金の額は、集団回収した古紙類及び古布類の各品目の重量に、次の各号に定める金額を乗じた額とする。この場合において、算出された額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 雑誌(雑紙を含む。) 1キログラム当たり7円

(2) ダンボール、新聞紙、紙パック及び古布類 1キログラム当たり5円

2 集団回収において、2以上の品目の回収を同時に行ったときは、前項の額に1活動日当たり2千円を加算するものとする。

(振込口座確認書)

第7条 協力団体は、集団回収報奨金振込口座確認書(様式第5号)に通帳の写しを添付して、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 協力団体は、振込口座を変更したときは、遅滞なく集団回収報奨金振込口座変更届(様式第6号)に通帳の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付等)

第8条 市長は、回収業者の報告によって協力団体の集団回収の実績を確認し、当該実績に基づいて、報奨金を交付するものとする。

2 報奨金の交付期限は、集団回収を実施した年度の7月末日、10月末日、1月末日及び翌年度の4月末日までとするものとする。

3 前項の場合において、交付期限が豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の後最初に到来する市の休日でない日を交付期限とするものとする。

4 報奨金を交付できる期間は、集団回収を実施した年度及びその翌年度までとする。

(報奨金の返還等)

第9条 市長は、報奨金の交付に関して協力団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力団体の登録を取り消すとともに、既に交付した報奨金を返還させることができるものとする。

(1) 偽りその他不正行為により報奨金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項各号に掲げる団体ではないことが判明したとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

(報告等)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、協力団体及び回収業者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に既

になされた集団回収に係る報奨金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行前に、改正前の豊田市集団回収事業報奨金交付要綱に基づいて行われた協力団体の登録その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市集団回収事業報奨金交付要綱の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市集団回収事業報奨金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。